

愛媛県立医療技術大学における研究倫理教育方針

平成 30 年 4 月 1 日
平成 30 年 11 月改正
令和 4 年 8 月 5 日改正

最高管理責任者
愛媛県立医療技術大学学長

本学では、研究活動における不正行為の防止を図るため、「公立大学法人愛媛県立医療技術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程」（以下、不正行為防止規程という。）に定める研究倫理教育責任者を置き、次のとおり、その目的達成に向けて研究倫理教育に取り組んでいきます。

[4302 研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程【R4.8.5 改正】.pdf](#)

研究倫理教育の目的

教職員等に、人を対象とする研究において守るべき事項及び自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させ、本学の規定・会計ルール等を遵守する義務があることを周知する。

（不正行為防止規程第 10 条第 1 項）

研究倫理教育の組織体制

研究倫理教育責任者：学部長

研究倫理教育副責任者：看護学科長・臨床検査学科長（不正行為防止規程第 6 条・第 7 条）

[研究倫理教育及び研究費の不正防止に関する組織体系図.pdf](#)

研究倫理教育の内容

（1）不正行為の定義

（2）人を対象とする研究において守るべき倫理的配慮に関する教育

（3）次の各号に掲げるコンプライアンス教育

①不正が発覚した場合の本学への影響

②運用ルール・手続き・告発等の制度など遵守すべき事項

③不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、研究費等の資金配分機関（本学が研究費として支給するもの以外の資金による研究において行われたとき。以下同じ。）における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置

④本学における不正対策

（不正行為防止規程第 10 条第 3 項）

.....

研究倫理教育の対象別実施内容

学部学生

○ 目標

- 1 学習に関する不正行為の問題と基本的ルールを認識し、誠実な学習態度を身に付ける。
- 2 人を対象にした研究における倫理的配慮と公正な研究活動についての基本的な知識を修得する。
- 3 指導のもと、研究倫理に基づいて卒業研究を実施できる。

○ 教育計画

学部学生は、

- 1 研究倫理に関する授業科目を履修する。
 - 1 年次「初学者ゼミ」：スタディスキルの学修(引用の仕方等)
 - 2 年次「科学論」「看護倫理」
- 2 卒業研究の指導を通じて各担当教員から個別指導を受ける。
- 3 必要に応じて研究倫理審査委員会による審査を受ける。

大学院学生

○ 目標

- 1 自分が研究する分野の基本的倫理について理解を深める。
- 2 研究活動の遂行に伴って発生する倫理的課題に気が付き、助言のもとに解決策が考えられる。
- 3 指導のもと、研究倫理に基づいて研究を実施できる。

○ 教育計画

大学院生は、

- 1 研究倫理に関する授業科目を履修する。（「医療倫理学特論」、「看護研究方法論」、「医療技術科学研究方法論」等）
- 2 各研究指導教員から個別指導を受ける。
- 3 研究倫理審査を受けるまで、または実験等を開始するまでに、本学指定の e-learning 教材による研修を受講しなければならない。
- 4 人を対象とする研究の場合、本学及び研究協力施設の研究倫理審査委員会による審査を受けなければならない。

研究生

○ 目標

- 1 自分が研究する分野の基本的倫理について理解する。
- 2 研究活動の遂行に伴って発生する倫理的課題に気付き、助言のもとに解決策が考えられる。
- 3 指導のもと、研究倫理に基づいて研究を実施できる。

○ 教育計画

研究生は、

- 1 研究指導教員から個別指導を受ける。
- 2 必要時、本学指定の e-learning 教材による研修を受講する。
- 3 必要に応じて研究倫理審査委員会による審査を受ける。

教員

○ 目標

- 1 研究する分野の倫理に関する基本的事項を理解し、自分の研究に適用できる。
- 2 学生が責任ある研究を実施できるよう指導することができる。

○ 教育計画

教員は、

- 1 3年を超えない期間ごとに、指定の期日までに大学が指定する e-learning 教材による研修を受講しなければならない。
- 2 指定コースの受講完了後、有効期限付き（3年間）の受講証明書をシステムから受け取ることができる。
- 3 本学指定のコース以外にもそれぞれの研究領域に合致するオプション科目について積極的に追加受講することが望ましい。オプション科目については希望により学長名による受講証明書を受け取ることができる。
- 4 e-learning 教材の受講の他、研究倫理に関する研修会等に積極的に参加する。

新規採用教員（採用1年目のみ）

○ 目標

- 1 研究する分野の倫理に関する基本的事項及び本学における不正行為防止のルールを理解し、自分の研究に適用できる。
- 2 学生が責任ある研究を実施できるよう指導することができる。

○ 教育計画

新規採用教員は、

- 1 着任後、3か月以内に本学が指定する e-learning 教材による研修を受講しなければならない。
- 2 指定コースの受講完了後、有効期限付き（3年間）の受講証明書をシステムから受け取ることができる。

- 3 他大学等で既に研究倫理教育を受講している場合は、受講を証明する書類を提出する（ただし、ほかの方法により受講の確認ができる場合は、この限りでない）ことで本学での受講は免除される。
- 4 研究費の適正使用に関する誓約書を提出する。（不正行為防止規程第 11 条）
- 5 e-learning 教材の受講の他、研究倫理に関する研修会等に積極的に参加する。

事務職員（研究費の執行・管理に関わる職員：経営企画グループ）

○ 目標

- 1 研究倫理に関する基本的事項及び本学における不正行為防止のルールを理解し、適正な研究費の執行管理及び研究倫理教育の実施管理ができる。

○ 教育計画

該当する事務職員は、

- 1 大学が指定するコースの e-learning 研修を受講しなければならない。
- 2 e-learning 教材の受講のほか、研究倫理に関する研修会等には積極的に参加する。

共同研究員等（本学において研究に関わる場合）

○ 目標

- 1 研究する分野の倫理に関する基本的事項及び本学における不正行為防止のルールを理解し遵守できる。

○ 教育計画

共同研究員等は、

- 1 現所属機関等において研究倫理教育を受けている場合は、受講歴を申請する、若しくは受講修了証明書を提出する。
- 2 受講歴がない場合には、共同研究に参画するにあたり、本学指定の e-learning 研修等を受講しなければならない。

指定 e-Learning 教材

- APRIN（Association for the Promotion of Research Integrity）一般財団法人公正研究推進協会運営

参考書籍・パンフレット等

- 日本学術振興会のホームページから入手可能

「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」丸善出版社発行

「研究者の皆様へ」（パンフレット）

「研究者のみなさまへ－公的研究費の適正な執行について－」（パンフレット）

その他の e-Learning 教材紹介

●ICRweb 臨床研究入門 (Introduction to Clinical Research)

厚生労働省の研究班：厚生労働科学研究費補助金『臨床研究ポータルサイト ICRweb を用いた研究者、倫理審査委員、臨床研究専門職、市民の教育と啓発』班が運営
無料で個人登録し利用可能。但し、修了証明書の発行は有料。

●THE LAB

科学技術振興機構 (JST) 運営

無料で登録なくオンライン学修が可能。大学の研究室で行われた研究不正に関してさまざまな苦悩に直面する 4 人 (研究代表者、外国人ポスドク、大学院生、研究倫理担当者) のキャラクターを演じることができるバーチャル体験型の学習シミュレーション。

●eL-CORE(e-Learning Course on Research Ethics)

日本学術振興会運営 無料で個人登録し利用可能。